

居宅介護（予防）住宅改修費手続きマニュアル

令和8年9月

阿久比町役場ふくし課高齢介護係

第1 制度の概略

1 居宅介護（予防）住宅改修費とは

在宅の要介護者及び要支援者が、手すりの取付け等の一定の住宅改修を行う際に、支給されます。対象の住宅は、介護保険被保険者証に記載された住所の住宅となります。

2 対象者

在宅の要介護者・要支援者

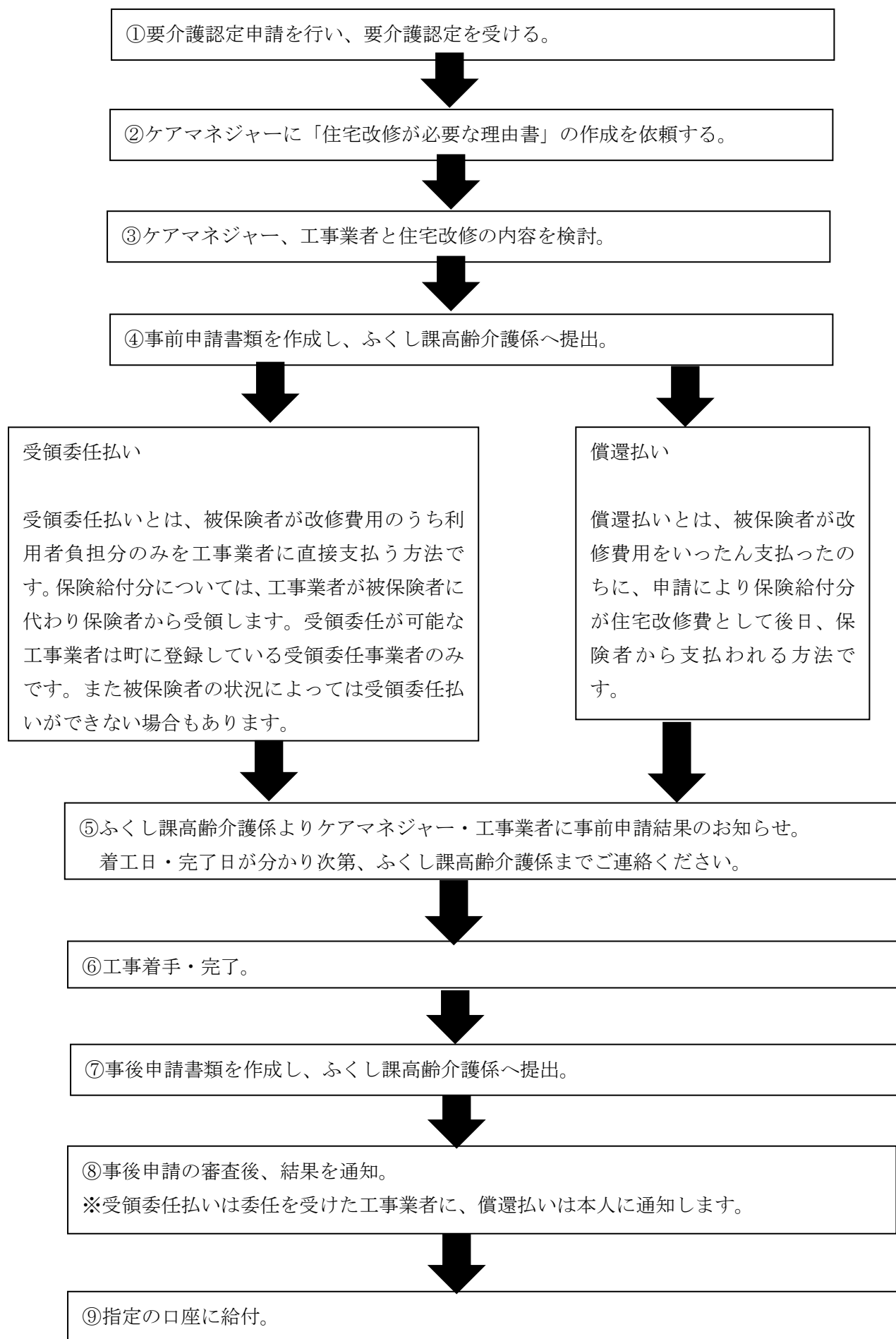
3 基準額・基準時

同一住宅・同一対象者で20万円（実際の支給額は20万円の9割～7割）が上限となります。住宅改修を終え、代金を支払った時点で対象者であることが必要です。

4 対象となる工事（新築・増築の工事は対象外）

	対 象 と な る 工 事	内 容 及 び 留 意 点
①	手すりの取付け	転倒予防もしくは移動または移乗動作に資する目的として設置するものです。工事を伴わない手すりの設置については認められません。
②	段差の解消	敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、床をかさ上げる工事が想定されています。ただし、取付工事を伴わないスロープ設置または、すのこ等は認められません。また昇降機、リフト、段差解消機等動力により床段差を解消する機器を設置する工事は認められません。
③	滑りの防止・移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更	居室において畳敷から板製床材、ビニール系床材等への変更、浴室においての床材を滑りにくいものへの変更が想定されています。
④	引き戸等への扉の取替え	開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り換えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。 ただし、自動ドアの場合は、動力部分の設置は含まれません。
⑤	洋式便器等への便器の取替え	和式便器を洋式便器に取り換える工事が対象となります。ただし、福祉用具購入の支給対象とされている「腰掛便座」の設置は認められません。
⑥	その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要な住宅改修	・手すり取付けのための壁の下地補強 ・浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置 ・床材の変更のための下地の補強や根太の補強または通路面の材料の変更のための路盤の整備 ・扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事など ・便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化に係るものを除きます。）、便器の取替えに伴う床材の変更など

第2 住宅改修の流れ



第3 申請書類について（注意事項をご確認の上、提出をお願いします。）

1 事前申請書類

（1）必ず提出が必要なもの

- ① 介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書
- ③ 住宅改修が必要な理由書
- ④ 工事費見積書
- ⑤ 住宅の図面
- ⑥ 改修前の写真

（2）場合によっては提出が必要なもの

- ② 受領委任払い同意書（受領委任払い希望の方のみ）
- ⑦ 住宅改修に係る承諾書（建物の所有者に被保険者以外の方がいる場合）
- ⑧ 阿久比町介護保険住宅改修費支給に関する同意書（入院・入所中、介護認定が下りていない時点での申請の場合（着工が退院・退所予定日以降であっても提出してください））
- ⑨ 委任状（償還払いの場合において、被保険者以外の方に給付をする場合）

2 事前申請書類の詳細

	提出書類	注 意 事 項
①	介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書	・被保険者証等を参考に正確に記入してください。 ・償還払いの場合、受取人口座の欄に被保険者の口座をご記入ください。ご家族がお受け取りになる場合には、⑨の委任状を提出してください。
②	受領委任払い同意書	・受領委任払いが可能な工事業者は、町に登録してある事業者のみです。工事業者が受領委任払いに同意をする場合、受領委任払いが可能となります。 ・登録がない事業者が受領委任を行う場合は、登録の届出をお願いします。 ・保険料滞納による給付制限（支払方法変更）を受けている場合は、受領委任払いを利用できません。 ・事前申請前に工事業者に申し出てください。
③	住宅改修が必要な理由書	・原則、被保険者が契約する居宅介護支援事業者等に所属するケアマネジャーが記載してください。 ・居宅介護支援事業者等と契約していない場合は、地域包括支援センター職員に依頼してください。 ・理由書を作成できるのは、ケアマネジャーまたは地域包括支援センター職員のみとします。
④	工事費見積書	・宛名は、被保険者本人としてください。 ・工賃と材料費を適切に区分してください。 ・材料費については、可能な限りサイズ・数量・単価などを詳細に記載してください。 ・住宅改修の種類を明記してください。 ・住宅の図面・改修前の写真と照合できるように見積書に共通の番号を振ってください。 ・事前申請後に変更がある場合は、事前に保険者までご相談ください。

⑤	住宅の図面	・住宅改修を行う部分の図面を添付してください。 ・図面に改修箇所が分かるように示してください。 ・見積書、改修前の写真と照合できるように、改修箇所に共通の番号を振ってください。
⑥	改修前の写真	・改修前の撮影日付入りの写真を提出してください（カメラの日付機能で日付をいれてください。日付機能のないカメラの場合は、黒板、紙等を利用して、写真の中に日付をいれてください。<u>後から書き加えたり、PC・アプリ等で後から付け加えてあるものは不可</u>）。 ・改修予定箇所の全ての写真を提出してください。また、改修予定部分全体が確認できるように写真を撮影してください。 ・工事見積書・住宅の図面と照合できるように写真に共通の番号を振ってください。 ・段差解消工事の場合は、段差の高さが分かるようにしてください。
⑦	住宅改修に係る承諾書	・住宅の所有者が被保険者でない場合は提出してください。所有権が共有の場合も、被保険者を除く、共有者全員の承諾書を提出してください。 ・元の所有者が亡くなられ、相続が完了していない場合は、相続人全員の承諾書を提出してください。 ・所有者の住所とは別に、改修する住宅の住所を明記してください。
⑧	阿久比町介護保険住宅改修費支給に関する同意書	・入院・入所中、要介護認定が下りていない時点での申請の場合、提出をしてください（着工が退院・退所予定日・要介護認定後の予定であっても提出してください）。 ・入院・入所中、要介護認定が下りていない時点での事前申請の場合、給付を受けられず全額実費になる可能性があります。事前に「阿久比町介護保険住宅改修費支給に関する同意書」をよく読み同意をお願いします。
⑨	委任状（償還払いの場合）	・被保険者以外の方が給付費を受け取る場合には委任状を提出してください。

3 事後申請書類

（１）必ず提出が必要なもの

- ① 領収書
- ② 工事費内訳書
- ③ 改修後の写真

（２）場合によっては提出が必要なもの

- ④ 変更理由届出書（工事費内訳書の金額が事前見積りの金額より高額になる場合）

4 事後申請書類の詳細

	提出書類	留意事項
①	領収書	・写しを提出する場合には、原本確認のため、原本も窓口までお持ちください。 ・宛名は被保険者本人の宛名としてください。 ・受領委任払いの場合は、利用者負担分の額を入れてください。 ・領収日時点での利用者負担割合が適用されます。

②	工事費内訳書	・ 事前申請書類と変更がない場合でも提出してください。 ・ 見積書による代用は認められません。工事費内訳書として新たに作成をお願いします。 ・ 事前申請にない工事については原則認められません。ただし、新たな造作ではなく、事前に相談することが不可能であり、理由書の内容に変更が生じない場合で、かつ軽微な変更である場合については、やむを得ない事情であるとして給付します。また、工事費が事前申請より高くなる場合につきましては、④の変更理由届出書を提出してください。
③	改修後の写真	・ 改修後の撮影日付入りの写真を提出してください（カメラの日付機能で日付をいれてください。日付機能のないカメラの場合は、黒板、紙等を利用して、写真の中に日付をいれてください。<u>後から書き加えたり、PC ソフト・アプリ等で後から付け加えてあるものは不可。</u>） ・ 改修箇所全ての写真を提出してください。また、改修箇所全体が確認できるように写真を撮影してください。 ・ 段差解消工事の場合は、改修後の段差の高さが分かる写真を添付してください。 ・ 改修前の写真と対比できる写真で提出してください。
④	変更理由届出書	・ 工事費内訳書の金額が事前見積りの金額より高額になる場合には提出してください。

第4 事前申請後の工事内容の変更について

原則として、事前申請をしていただいていない工事には給付することができず、変更箇所がある場合には、改めて、事前申請からやり直していただくことになります。

しかし、工事の都合により現場において避けられない変更が生じる場合もありますので、以下のとおり、一定の条件のもと、変更を認める対応とします。変更が生じた場合は、保険者までご相談ください。

工事内容の変更を認める条件（全ての条件を満たす場合に認める）

- ① 新たな造作ではないこと
- ② 事前に相談することが不可能であること
- ③ 理由書の内容に変更が生じないこと
- ④ 軽微な変更であること
- ※ 手すりの取り付け位置の左右変更等は軽微とは認められません。

ただし、①～④の条件を満たす場合であっても、工事費が事前申請より高くなる場合には、事後申請において、変更理由届出書を提出していただきます（第3参照）。工事費が事前申請よりも同額場合には、変更理由届出書は必要ありません（ただし、事後申請時に保険者に報告をお願いします。不明な点は、窓口又はお電話にて聞き取りをさせていただきます）。

第5 留意点

- ・住宅改修費の支給は、被保険者の現在の介護状況で必要な部位に関する改修に限られます。将来への備えについては認められません。実際に必要になりましたらご相談ください。
- ・住民票のある住宅でなければ、給付をすることができません。ご注意ください。
- ・工事をした後の事前申請は受け付けることができません。
- ・事前申請にはお時間がかかる場合もございますので、早めに事前申請を行ってください。